

認知症予防のためのグループ活動を支援するファシリテーター（支援者）の養成講座受講者を募集します

認知症は日頃の生活習慣、例えば食べ物に気をつけたり、運動したり、頭を使う生活をするなど、元気なときから頭の働きを高めておくことで、認知症の発症を抑えたり、認知症になる時期を遅らせる可能性があることがわかってきました。

そのため、周防大島町では、住み慣れた地域で元気に暮らしていくための取り組みとして、平成18年度より認知症になりかけの時に低下する脳の機能（エピソード記憶・注意分割機能・計画力）を鍛え、認知症を予防する「地域型認知症予防プログラム」を実施しています。このプログラムは、6～8人程度の小グループで行うものですが、ファシリテーターは、このグループ活動が円滑に進むよう支援しています。  
※ファシリテーターとして活動するためには、町が実施するファシリテーター養成講座を受講する必要があります。

▼ファシリテーター養成講座について▼

◆対象者

- ①町内在住の60歳未満の方
- ②養成講座の全日程を受講できる方
- ③養成講座修了後、認知症予防の支援者としてボランティア活動していただける方

◆日時 11月～12月上旬のうち4日間  
午前9時30分から午後4時まで

◆実施場所

第1・2・4回は、たちばなケアプラザ（橋病院となり）、第3回は、しまとびアスカイセンター（周防大島町大島庁舎となり）

◆内容 「認知症について」  
「認知症予防の方法と予防活動の実践」等

◆募集人員 10名程度

※養成講座修了者の中からファシリテーターを選考します。

◆活動期間および活動内容

平成23年度からの地域型認知症予防プログラム（週1回2時間、約4か月実施）におけるグループ活動の支援

◆応募方法

申込書または原稿用紙に、住所・氏名・年齢・電話番号、また原稿用紙2枚程度（800字）にファシリテーターを希望する理由（認知症予防に対する思い等）を明記し、介護保険課介護予防班もしくはお近くの総合支所や出張所まで提出してください。（郵送またはファックスでも可。）

◆募集締切 10月15日（金）

◆申し込み・問い合わせ

介護保険課 介護予防班（たちばなケアプラザ内）  
〒742-2806  
周防大島町大字西安下庄3920-21  
☎0820(77)5530  
ファックス  
0820(77)5111

■相談内容 民事一般の相談  
■相談定員 10名  
※相談時間おひとり30分程度

■申し込み・問い合わせ

事前に電話で、周防大島町役場総務課へ予約。受付開始は9月21日（火）から。

土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付。  
※定員になり次第締め切り

☎0820(74)1000

全国一斉司法書士による無料法律相談

■日時 10月4日（月）  
午前10時～午後3時

■場所

柳井市文化福祉会館

■相談内容

- ・不動産に関する登記
- ・会社、法人に関する登記
- ・訴訟手続
- ・多重債務

・成年後見

※会場で受付順に相談を行います。事前申し込みは必要ありません。

■問い合わせ

山口県司法書士会事務局  
☎083(924)5220

山口県弁護士会による無料法律相談

裁判所では毎年10月1日の法の日を中心に、10月1日～7日

までの期間を法の日週間とし、無料法律相談を開始します。

■相談担当者 山口県弁護士会（岩国地区会）所属の弁護士会

■日時 10月7日（木）  
午後1時30分～3時30分

※受付時間 午後1時30分～3時

■場所

岩国市岩国4丁目4-15

岩国中央公民館

■相談内容

金銭、不動産、家庭関係等の法律上の問題

■問い合わせ

山口家庭裁判所岩国支部  
☎0827(41)3181

山口家庭裁判所岩国支部、山口県弁護士会岩国地区会

■主催

山口地方裁判所岩国支部、山口家庭裁判所岩国支部、山口県弁護士会岩国地区会